

医療法人社団 のぞみ会 梨香台診療所 訪問リハビリテーション事業所 運営規定

第1条 事業所の概要

事業所名	梨香台診療所 訪問リハビリテーション事業所 介護予防訪問リハビリテーション事業所
所在地	松戸市高塚新田488-25
指定事業所番号	千葉県1212414019
連絡先	電話 047-312-7302
	FAX 047-312-7305
緊急時連絡先	047-312-7302
管理者名	中島 雅央
管理者の連絡先	電話 047-312-7302
営業日・営業時間	平日 8時30分～17時30分
休日	日祝祭日 夏季休暇 冬季休暇（夏季休暇、冬季休暇は年度により変動します）
提供実施地域	松戸市・市川市・柏市・流山市・鎌ヶ谷市・船橋市 （状況に応じて対応します）

第2条 事業所の法人概要

法人名・代表者	のぞみ会 中島 雅央
法人種別	医療法人社団
所在地	松戸市高塚新田488-25
連絡先	電話 047-312-7302
	FAX 047-312-7305
医療法人のぞみ会 の行う 介護保険事業	居宅管理指導 介護予防訪問リハビリテーション・訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 訪問看護ステーション 居宅介護支援事業所 グループホーム

第3条 事業所の職員体制

理学療法士	常勤（2）名	非常勤（ ）名
作業療法士	常勤（2）名	非常勤（ ）名
事務	常勤（ ）名	非常勤（ ）名

第4条 事業の目的と運営方針

要支援者の自立支援を目的とし、医療法人としてリハビリの専門性を生かして地域に貢献し、要支援者等の心身の特性を踏まえて全体的な日常生活の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅生活が継続できるよう支援していきます。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

第5条 サービスの内容

身体的アプローチ

より楽な生活ができるように、筋力向上練習、関節可動域練習、口腔機能練習、嚥下機能練習、呼吸機能練習、バランス練習、認知機能練習を行います。又自主練習の指導なども行います。

日常生活動作

起き上がり、立ち上がり、歩行など安定した動作を行い、食事、排泄、入浴、更衣、整容、調理、洗濯、掃除、買物など日常生活面の動作が行えるように指導いたします。

住環境・福祉用具へのアドバイス

手すりの位置や段差への対応、杖など福祉用具選択へのアドバイスをいたします。

第6条 サービスの利用方法

(1) サービス利用の開始

①訪問リハビリ指示書の交付を受け、訪問リハビリの内容説明を行い、利用者様のご自宅へ訪問します。

居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員(ケアマネージャー)とご相談ください。

②医師の指示書による情報と利用者様のご状態、ご希望から利用回数や利用時間、リハビリ内容を話し合いにより決定し、訪問リハビリ契約を致します。

話し合いにより決められた日時においては、利用者様及び訪問者の都合により変更する場合があります。

(2) サービスの終了

①利用者様の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までにお知らせください。

60日以上利用がない場合は終了とさせていただきます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。尚、訪問リハビリの継続が必要不可欠の場合は、他の事業所を紹介させていただきます。

③自動終了

以下の場合、自動的にサービスを終了いたします。

利用者様が亡くなった場合

④その他

当事業所が正当な理由なくサービスの提供をしない場合、守秘義務に反した場合、利用者様やご家族に対して社会的通念を逸脱する行為を行った場合、ただちにこの契約を解除できます。

⑤利用者様が正当な理由なくサービス料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、1ヶ月以上の予告期間を決めて料金を支払うよう催促したにもかかわらず期間内にその支払いがないときは、この契約を解除する旨の催告をすることができます。

第7条 利用利用料及び加算・減算

- (1) 事業所が提供する指定介護(介護予防)訪問リハビリテーションの利用料は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該指定介護(介護予防)訪問リハビリテーションが法廷代理受領で得る時は、負担者割合額とする。ただし、次に掲げるサービス利用については実費負担とする。前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文章で説明した上で、文章に署名を受ける。

加算項目

- 介護(予防)訪問リハサービス提供体制加算Ⅰ(
- 介護(予防)訪問リハ短期集中リハ加算
- 介護(予防)退院時共同指導加算
- 介護 訪問リハ移行支援加算
- 介護(予防)訪問リハビリテーションマネジメント加算
- 介護(予防)認知症短期集中リハビリテーション実施加算
- 介護(予防)口腔連携強化加算

減算項目

- 訪問リハ計画診療未実施減算
- 予防訪問リハ12月超減算

① 予防訪問リハ計画診療未実施減算・訪問リハ計画診療未実施減算について
当院の医師が訪問リハビリテーション計画の作成に係る診療を行わずに訪問リハビリを行う場合に算定されます。1回(20分)につき所定単位数が減算されます。

② 予防訪問リハ12月超減算について(要支援の方のみ)
利用を開始した日の属する月から12月を超えた期間に訪問リハビリを行う場合に算定されます。1回(20分)につき所定単位数が減算されます。

③ 移行支援加算について(要介護の方のみ)
訪問リハビリテーションの利用により日常生活動作等が向上し、社会参加を維持できる他のサービスに移行できるリハビリテーションを提供する事業所に加算されます。実績を評価された翌年から1日ごとに所定単位数が加算されます。

④ 予防訪問リハサービス提供体制加算Ⅰ・訪問リハサービス提供体制加算Ⅰについて
厚生労働省が定める基準(訪問リハビリテーションを提供する理学療法士等のうち7年以上の者がいること)に適合しているものとして届出を行った事業所が訪問リハビリを行う場合に算定されます。1回(20分)につき所定単位数が加算されます。

⑤ 予防短期集中リハ加算・短期集中リハ加算について
退院日・退所日又は初めて認定を受けた日から起算して3カ月の期間に、在宅での活動の自立性を向上させるため、週2日以上短期集中的にリハビリテーションを実施した場合に算定されます。1日ごとに所定単位数が加算されます。

⑥ リハビリテーションマネジメント加算要件について(要介護の方のみ)

- リハビリテーションマネジメント加算(イ)
医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士等がリハビリテーション会議に出席し、リハビリテーション計画書等について説明し、同意を得た場合、かつ当院医

師がリハビリ担当者に留意事項などを指示し、3 か月ごとに計画を立て、その他の指定居宅サービスへの移行見通しをつけ行った場合

医師が利用者またはその家族にリハビリテーション計画書等について説明し、同意を得た場合は、更なる加算を算定させていただきます。

リハビリテーションマネジメント加算(イ)は1 か月ごとに加算されます。

リハビリテーションマネジメント加算要件について(要介護の方のみ)

⑦ 退院時共同指導加算について

退院時の情報連携を促進し、退院後早期に連続的で質の高いリハビリテーションを実施する観点から、医療機関からの退院後に介護保険のリハビリテーションを行う際、リハビリテーション事業所の理学療法士等が、医療機関のカンファレンスに参加し、共同指導を行った場合、初回の訪問リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り、所定単位数を加算します。

⑧ 認知症短期集中リハビリテーション加算について

認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、その退院(所)日又は訪問開始日から3月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に行った場合、1週に2日を限度として算定します。

⑨ 口腔連携強化加算

事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り所定単位数を加算します。

(2) サービス利用料

サービス利用料は1か月の合計単位数に地域加算を乗じた値となり、自己負担金については、利用者様ごとに発行されている介護保険負担者割合証に基づき算定さ

れます。又、難病の方につきましては、保健所より発行されております公費受給証の自己負担上限額に基づき算定されます。生活保護の方につきましては、各市町村より発行されております生活保護法介護券に基づき算定されます。

月ごとの具体的な金額につきましては、担当されている介護支援専門員より毎月作成されているサービス提供票に記載されている自己負担金を確認ください。

①交通費・実費について

通常のサービス提供実施地域は無料です。

それ以外の地域では実情に応じて実費をご負担いただきます。

②キャンセル料

利用者様より利用日当日の8時30分までにご連絡がなく、スタッフが訪問してリハビリが中止となった場合に、一律600円を徴収いたします。

急な体調悪化や外出等でご連絡をいただいた場合は必要ありません。

③その他

- 利用者様宅で、リハビリを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用は、利用者様のご負担になります。
- サービス提供記録などをコピーした場合は、1枚あたり5円の実費ご負担となります。
- 介護保険の申請前であっても、申請後で要介護認定前であっても、サービスは利用できます。

しかし認定の結果により、「自立」となった場合、または支給限度額を超えた場合などは介護保険適応外のサービスとなり、適応を受けない部分については、利用料の全額をお支払いいただきます。

第8条 料金の支払い方法

支払方法は原則として口座振替となります。毎月10日頃、前月分の請求書を発行し、職員が訪問時に請求書を直接お渡しします。毎月27日(27日が休日の場合は翌営業日)に、利用者様よりご指定していただいた金融機関の口座からその金額が振替されます。領収書は翌月の請求書と併せて職員が直接お渡しします。

口座振替ができない場合のお支払い方法は以下のとおりです。

- 当院の訪問職員に現金で支払う方法（領収書は準備でき次第、訪問時にお渡しします）
- 診療所会計窓口で支払う方法（領収書は即時発行）
- 診療所指定金融機関へ振込み支払い方法（領収書は準備でき次第、訪問時にお渡しします）

第9条 感染対策

診療所策定の【医療法人社団のぞみ会 業務継続計画(BCP) ～感染症対策～】に則り、訪問リハビリテーション事業部においても独自にBCPを策定し、業務継続を前提とした感染症対策に取り組んでいます。その際、事業所に感染症対策に関する担当者を置き、感染症対策に関する取り組みを行っています。

- (1) 訪問時は感染対策(手洗い、アルコール消毒、マスク着用等)を行っています。
- (2) 感染症発生時は、発生状況の把握、感染拡大の防止、保健所・市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等の報告を行います。

第10条 従業員の研修

事業所は、従業員に対し、必要な知識の習得及び能力の向上を図るための研修を、各年に1～2回実施します。

- 接遇に関する研修
- リスク管理に関する研修
- 事例検討に関する研修
- 倫理・法令遵守に関する研修
- 業務継続計画(自然災害・感染症)に関する研修
- 虐待防止に関する研修
- 身体抑制防止

その他、専門性向上のための研修も受講しています。

第11条 高齢者虐待防止

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生を防止する措置を事業所においても講じています。事業所において、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めています。

- (1) 利用者様・ご家族からの虐待等に係る相談、利用者様から市町村への虐待の届出について

の適切な対応を行います。

- (2) サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者(利用者様のご家族等)による虐待を受けたと思われる利用者様を発見した場合には、速やかに市町村の窓口に通報し、当該通報の手続きが迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めます。

第12条 カスタマーハラスメント対策

事業所は適切なサービス提供を行う観点から、利用者様及び養護者(利用者様のご家族等)に対し、以下の事項において、業務上必要かつ相当な範囲を超え、従業者等の就業環境が害されることを防止し、場合によっては、利用者様のサービスの中止・解約を行う場合があります。

(1) 身体的暴力

- 手を払いのける。
- たたく、ひっかく、つねる。

など身体的な力を使って危害を及ぼす行為があった場合

(2) 精神的暴力

- 大声を発したり、怒鳴る。
 - 威圧的な態度で文句を言い続ける。
 - 「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する。
 - 養護者(ご利用者のご家族等)が利用者の発言をうのみにし、理不尽な要求をする。
- など、個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為があった場合

(3) セクシャルハラスメント

- 必要もなく、従業者の身体に触れたり、抱きしめる。
- 卑猥な言動を繰り返す。

など、意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為があった場合

第13条 身体拘束の対策

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、ご利用中に身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとします。また、その際には医師・事務長に状況を報告し、身体的拘束等の可否の判断を仰ぎます。

第14条 非常災害対策

診療所策定の【 医療法人社団のぞみ会 業務継続計画(BCP) ～自然災害対策～ 】に則り、訪問リハビリテーション事業部においても独自にBCPを策定し、業務継続を前提とした災害対策に取り組んでいます。事業所に災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組みを行っています。

第15条 事故発生時の対応方法について

サービス提供中に、利用者様に事故が発生した場合は、市町村、ご利用者のご家族、利用者様に係る居宅支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者様に対する介護予防訪問リハビリテーション・訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

附則 この規定は令和6年6月1日から施行する